

2 各介第 81 号
令和 2 年 6 月 15 日

各務原市内地域密着型通所介護事業所
及び認知症対応型通所介護事業所の長 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な
取扱いについて（第 12 報）に係る体制等状況一覧表の提出について

平素より、市政並びに市介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

令和 2 年 6 月 1 日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 12 報）」（介護保険最新情報 Vol.842）において、利用者から事前の同意が得られた場合に、実際に提供したサービスの 2 区分まで上位の報酬を一定回数を上限に算定できる臨時的な取扱いにより、一部区分については延長加算の算定を可とする取扱いが示されたところですが、これによる延長加算の請求にあたっては、これを「対応可」とする体制等状況一覧表の提出が必要となります。

つきましては、別添の様式等をご確認の上、適切に取り扱いいただきますようお願いいたします。

記

1 提出書類

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 12 報）」に係る時間延長サービス体制の届出について
 - ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護）（令和 2 年 6 月 1 日付厚生労働省事務連絡「介護保険最新情報 Vol.842」に基づく届出）
 - ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ※必ず本通知に添付の書類を使用してください。

2 提出期限

①6月分及び7月分から算定する場合

令和2年6月22日（月）（必着）

②8月分以降から算定する場合

算定開始月の前月15日まで（例：8月分から算定する場合は7月15日まで）

3 提出先

各務原市役所介護保険課施設指導係

4 備考

- ・ 令和2年6月分及び7月分の請求において本取扱いの対象とする場合は、必ず提出期限までに必要書類をご提出ください。
- ・ 本取扱いにより延長加算を算定する限りにおいて、時間延長サービス体制の算定に必要な人員基準等を満たす必要はありません。
- ・ 算定にあたっては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）」の内容をご確認の上、確実に利用者から事前の同意を得てください。

各務原市 健康福祉部 介護保険課 施設指導係	
電 話	058-383-2067（直通）
F A X	058-383-6365（代表）
メール	kaigo★city.kakamigahara.gifu.jp

（メール送信時は★を@に置き換えてください）